政　令

金融商品取引法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年六月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百九十号

金融商品取引法施行令の一部を改正する政令

内閣は、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十八項の規定に基づき、この政令を制定する。

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の十八の二中「に限る」を「であつて、当該外国の法令を執行する当局の法第百八十九条第二項第一号に規定する保証又はこれに準ずると認められるものがあるものに限る」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年六月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百九十一号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第二十八号）附則第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、令和二年六月十九日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　高市　早苗
文部科学大臣　萩生田光一
国土交通大臣　赤羽　一嘉

省　令

○財務省令第五十号

財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）を実施するため、財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年六月十七日　　財務大臣　麻生　太郎

財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則の一部を改正する省令

財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則（昭和四十九年大蔵省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
附　則 ［1～9　略］ （新型コロナウイルス感染症等に係る地方債の特例に伴う地方資金の種類の特例） 10　令和二年度から令和四年度までの間に限り、第十五条第三項中「第二十四条第二項及び」とあるのは「第二十四条第二項、」と、「第百二条第一項」とあるのは「第百二条第一項及び地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）附則第三十三条の五の十二」と読み替えて適用する。 11　第十五条第四項に規定する地方短期資金には、地方財政法附則第三十三条の五の十二の規定に基づく地方債に係る地方特別資金を含まないものとする。 12　地方公共団体が、地方財政法附則第三十三条の五の十二の規定に基づく地方債に係る地方特別資金の貸付けを受けようとする場合には、第十五条の二の規定にかかわらず、財務大臣が別に定める書式による財政融資資金普通地方長期資金等借入金利設定（変更）申込書の提出は要しない。この場合において、第三十条の規定の適用については、同条中「第十五条の二及び前条」とあるのは、「前条」とする。 備考　表中の［　］は注記である。	**附　則** ［1～9　略］ ［項を加える］ ［項を加える］ ［項を加える］

附　則

この省令は、公布の日から施行し、令和二年度の予算に係る財政融資資金の貸付けから適用する。